

広島県告示第七百五十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名 称	有 限 会 社 喜 元
	主たる事務所の所在地	三原市中之町一丁目二番二〇号
介護予防サービス事業を廃止した事務所	名 称	アクア健康づくりセンター
	所 在 地	三原市中之町一丁目二番二〇号
廃止年月日		平成一九年五月二二日